

# 令和元年度 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会 次 第

日 時：令和元年 7 月 30 日（火）午後 2 時 00 分から  
会 場：横浜市中心卸売市場食肉市場 仲卸棟 3階会議室

## 1 開 会

## 2 あいさつ

## 3 議 事

- (1) 会長及び副会長の選任について（資料1）
- (2) 「卸売市場法改正に係る取引規制」の答申について（資料2）
- (3) その他

## 4 報 告 事 項

- (1) 横浜市食肉市場の取扱実績について（資料3）
- (2) その他

## 5 閉 会

## 会長および副会長の選任について

### 横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会委員名簿

〔第8期／平成 31 年4月1日から令和3年3月 31 日まで〕

	氏 名	職 名
委 員	こ いづみ せい いち 小 泉 聖 一	日本大学生物資源科学部教授
委 員	ふく だ じゅん こ 福 田 順 子	一般財団法人日本産業協会理事
委 員	やま ぐち よし ゆき 山 口 義 行	横浜食肉市場株式会社代表取締役
委 員	たま き ひさ なり 玉 置 久 成	株式会社日本精肉店社長付顧問
委 員	じつ かた しげ みち 實 形 茂 道	株式会社横浜市食肉公社代表取締役
委 員	ふく おか い さ お 福 岡 伊 三 夫	横浜食肉商業協同組合理事長
委 員	かん ざき よし あき 神 崎 吉 章	横浜食肉売参事業協同組合理事長

(敬称略・順不同)

#### 横浜市中央卸売市場業務条例 (抜粋)

第 81 条の 6 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第 81 条の 7 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市中心卸売市場業務条例（以下「条例」という。）に基づく横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事日程)

第2条 委員会の会長（以下「会長」という。）は、委員会の議事日程を定め、あらかじめ委員会の委員（以下「委員」という。）に通知するものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 会長は、委員から発議を受けたときは、速やかに委員会を開催するものとする。

(開会等)

第3条 委員会の開会、閉会、中止等は、会長がこれを宣告する。

2 会長は、開会の宣告後、会議の定足数を確認するものとする。

3 会長は、委員の出席数が定足数に満たないとき、又は会議中出席者数が定足数を欠くにいたったときは、延会又は休憩を宣告するものとする。

(発言及び採決)

第4条 会議において発言しようとするものは、会長の許可を得た上、簡潔に、かつ議題に即して発言しなければならない。

2 会長は、採決するときは、その旨を宣告するものとする。

3 採決の方法は、挙手、記名投票、無記名投票の3種とし、委員会において適宜これを決する。

4 委員の所属する法人等の取引に関する議案の審議を行う場合は、当該委員は採決に加わることはできない。但し、当該案件について説明することはできる。

(関係者の出席)

第5条 会長は、審議のために必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(会議録)

第6条 委員会は、会議録を作成するときは、次の事項を記録するものとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びに開催年月日時
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議事日程等
- (4) 議案に関する議事及び議決の状況
- (5) 条例第37条第3項及び第49条第3項の議案にあつては、その少数意見
- (6) 議案及び関係資料
- (7) その他委員会が必要と認める事項

- 2 前項の場合において、会議録は、審議経過、結論等が明確となるよう作成し、委員会の会議において確認を得るものとする。ただし、非公開の会議に係る会議録の確認を得る場合又は次回の会議開催まで1箇月以上を要する場合においては、委員会があらかじめ指名した者の確認を得ることとすることができる。

(委員会の会議の公開)

第7条 委員会の会議は、公開とする。

- 2 委員会の会議の傍聴を希望する者は、会場の受付で氏名及び住所を記入しなければならない。
- 3 傍聴定員は10人とし、会議当日、先着順とする。

(会議資料の配布)

第8条 委員会の会議を公開するときは、会議を傍聴する者(以下「傍聴者」という。)に会議資料を配布するものとする。この場合において、傍聴者に配布する会議資料の範囲は、会長が定める。

(秩序の維持)

第9条 傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

- 2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- 3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(会場からの退去)

第10条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

(非公開等の決定)

第11条 会長は、委員会の一部又は全部の非公開を決定することができる。

- 2 前項の場合において、会長は、必要があると認めるときは、出席委員の意見を聴くことができる。

附 則

この要領は、平成17年4月28日から施行する。

(案)

令和元年 7 月 日

横浜市長

横浜市食肉市場食肉部市場  
取引委員会委員長

## 「卸売市場法改正に係る取引規制」の答申について

平成 31 年 2 月 27 日(水)に開催された「平成 30 年度第 2 回横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会」における「卸売市場法の改正に伴う取引規制について」の諮問を受け、このたび下記のとおり審議結果を取りまとめましたので、答申します。

### 記

横浜市では、「横浜市卸売市場開設運営協議会」において、平成 30 年 10 月 9 日に「卸売市場法改正に係る市場の運営方式について」諮問をしていましたが、この度、横浜市が公設公営で卸売市場を運営すべきとの答申案が示されました。

また、卸売市場法の改正に伴う具体的な対応について、農林水産省から詳細な見解等が示されるとともに、他市場での検討内容が徐々に、明らかになりつつあります。

横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会で検討した結果、当食肉市場の中長期的な成長を促すためには、できる限り規制を少なくし、市場活性化の流れを進めていくことが重要と考えています。

そこで、横浜市食肉市場食肉部市場取引委員会として、卸売市場法の改正に伴う取引規制について、別紙のとおり意見を申し述べます。

## 卸売市場法改正に係る取引規制について

### 1 前のご審議いただいた事項

#### (1) 第三者販売の禁止

現行条例	前回の主な意見等・他都市等の状況	改正の方向性(案)
<p>(卸売の相手方の制限) 第39条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をしてはならない。</p>	<p>【前回の主な意見等】 ・「第三者販売の禁止」は、食肉関係では特に問題になっていないが、今後の市場運営に柔軟性をもたせることが重要である。</p> <p>【他都市等の状況】 ・東京都、大阪市では、取引の自由度を高める観点から、「第三者販売」を規制緩和していく可能性が高い。 ・青果部・水産物部では、「第三者販売」を規制緩和していく方針。</p>	<p>市場活性化のため、「第三者販売の禁止」については、廃止すべきである。</p>

#### (2) 直荷引きの禁止

現行条例	前回の主な意見等・他都市等の状況	改正の方向性(案)
<p>(仲卸業者の業務の規制) 第48条 仲卸業者は、所属する部の卸売業者以外から仕入れてはならない</p>	<p>【前回の主な意見等】 ・「直荷引きの禁止」は、食肉関係では特に問題になっていないが、今後の市場運営に柔軟性をもたせることが重要である。</p> <p>【他都市等の状況】 ・東京都、大阪市では、取引の自由度を高める観点から、「直荷引き」を規制緩和していく可能性が高い。 ・青果部・水産物部では、「直荷引き」を規制緩和していく方針。</p>	<p>市場の活性化のため、「直荷引きの禁止」については、廃止すべきである。</p>

#### (3) 商物一致の原則

現行条例	前回の主な意見等・他都市等の状況	改正の方向性(案)
<p>(市場外にある物品の卸売の禁止) 第42条 卸売業者は、市場における卸売の業務については、当該市場内にある物品以外の物品の卸売をしてはならない。</p>	<p>【前回の主な意見等】 ・「商物一致の原則」は、食肉関係では特に問題になっていないが、今後の市場運営に柔軟性をもたせることが重要である。</p> <p>【他都市等の状況】 ・東京都、大阪市では、取引の自由度を高める観点から、「商物一致の原則」を規制緩和していく可能性が高い。 ・青果部・水産物部では、「商物一致の原則」を規制緩和していく方針。</p>	<p>市場の活性化のため、「商物一致の原則」については、廃止すべきである。</p>

## 2 前回ご審議いただいた事項に関連する事項

### (1) 部類及び取扱品目

現行条例	改正の背景・改正理由	改正の方向性(案)
<p>条例第3条 市場の取扱品目は、市場及び取扱品目の部類ごとに次に掲げる物品とする。</p> <p>本場 青果部 野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>水産物部 生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品</p> <p>食肉市場 食肉部 肉類及びその加工品</p>	<p>【改正の背景】</p> <p>①部制 : 改正卸売市場法では、「部」の規定が削除される。</p> <p>②取扱品目 : 農林水産省に認定申請する際に、改めて品目も制定する必要がある。</p> <p>【方向性の考え方】</p> <p>①部制 : 青果部・水産物部・食肉部において、現状では、それぞれの出荷から販売までの流通を取り巻く環境や特性が大きく異なるため。</p> <p>②取扱品目 : 今後の取引状況の変化を見据え、市場活性化の観点から取扱品目の拡大ができるようにしておくことが望ましい。</p>	<p>【方向性】</p> <p>①部制 : 現行規定(食肉部)については、維持すべきである。</p> <p>②取扱品目 : 取扱品目については、拡大できるようにすべきである。</p>

### (2) 自己買受の禁止

現行条例	改正の背景・改正理由	改正の方向性(案)
<p>条例第43条 卸売業者(その役員及び使用人を含む。)は、法第15条第1項の許可を受けて卸売の業務を行なう市場においてその許可に係る取扱品目の部類に属する物品についてされる卸売の相手方として、<u>物品を買い受けてはならない。</u></p>	<p>【制定時の背景】</p> <p>卸売業者が商品をすべて買い占めることにより価格形成機能が失われる恐れがあった。買った商品を購買者に高く売却し、暴利を得ることを防ぐため。</p> <p>【改正の背景】</p> <p>改正卸売市場法では、法律から削除。 物流や交通機関の発展により、生産者及び購買者が市場を選択できるようになった。そのため、生産者・卸売業者・購買者間の信頼関係がより重要になり、制定時に想定されていた問題が起きないと考えられるため。</p> <p>【方向性の考え方】</p> <p>卸売会社の取引の自由度を向上させる。 卸売会社が商品を買占める行為は、生産者及び購買者との信頼関係を損なうことから、行わないと考えられる。</p>	<p>【方向性】</p> <p>「自己買受の禁止」については、廃止すべきである。</p> <p>【廃止により可能なこと】</p> <p>卸売会社が、せりにて枝肉を購入することが可能になる。</p>

(3) 場外販売の禁止

現行条例	改正の背景・改正理由	改正の方向性(案)
<p>条例第37条 卸売業者は、市場に係る中央卸売市場開設区域(以下「開設区域」という。)内において法第15条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の卸売その他の販売をしようとするときは、当該許可に係る卸売の業務として卸売をする場合及び法第58条第1項の許可に係る卸売の業務として卸売をする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、<u>市長の承認を受けなければならない。</u>承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>条例第49条 仲卸業者は、開設区域内において法第33条第1項の許可に係る取扱品目の部類に属する物品の販売をしようとするときは、当該許可に係る仲卸しの業務としてする場合を除き、規則で定めるところにより、あらかじめ、<u>市長の承認を受けなければならない。</u>承認を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>	<p>【制定時の背景】 卸売業者及び仲卸業者が、市場内での販売業務を確実に進めてもらうため制定。</p> <p>【改正の背景】 改正卸売市場法では、取引の自由度を高めるため、法律から削除。</p> <p>【方向性の考え方】 開設区域の概念が廃止されたため、取引の自由化として廃止することが望ましい。</p>	<p>【方向性】 「市場外販売の禁止」については、廃止すべきである。</p> <p>【廃止により可能なこと】 卸売業者及び仲卸業者は市場外での取扱品目の卸売・小売が可能になる。(例：直営の肉屋等)</p>

(4) 決済条件

現行条例	改正の背景・改正理由	改正の方向性(案)
<p>条例第55条 卸売業者は、受託物品の卸売をしたときは、委託者に対してその卸売をした日の翌日(売買仕切書又は売買仕切金の送付について委託者との特約がある場合には、その特約の期日)までに、<u>売買仕切書及び次項第5号に規定する額の売買仕切金を送付しなければならない。</u></p> <p>条例第59条 仲卸業者及び売買参加者は、卸売業者から買い受けた物品の引渡しを受けると同時に(卸売業者があらかじめ仲卸業者及び売買参加者と支払猶予の特約をしたときは、その特約において定められた期日までに)、<u>買い受けた物品の代金(買い受けた額にその8パーセントに相当する額を加えた額とする。)を支払わなければならない。</u></p>	<p>【改正の背景】 横浜市が農林水産省に認定申請する際に、改めて決済条件も制定しておく必要がある。</p> <p>【方向性の考え方】 改正卸売市場法では、各市場が決済条件を決定できる。中小企業が多い生産者及び購買者を、引き続き支援していくことが必要である。</p>	<p>【方向性】 現行規定については、維持すべきである。</p>



### 横浜市食肉市場の取扱実績について

[単位 上段：取扱頭数、中段：取扱重量＝トン、下段：取扱金額＝千円 増減率＝%]

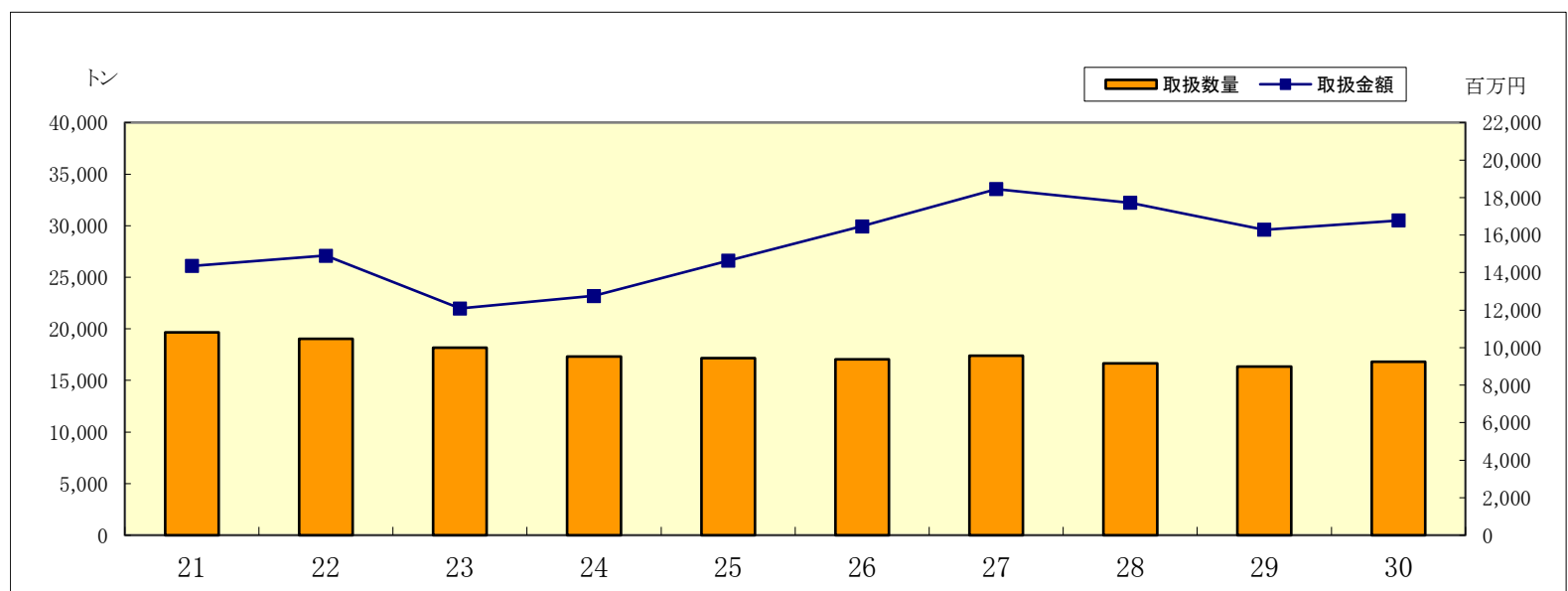
年度	項目	牛		豚		その他		合計	
		取扱高	対前年度増減率	取扱高	対前年度増減率	取扱高	対前年度増減率	取扱高	対前年度増減率
26	頭数	13,846	△ 11.7	135,709	2.9	5	—	149,560	1.3
	重量	6,435	△ 8.1	10,507	3.6	90	—	17,032	△ 0.7
	金額	9,943,231	3.8	5,953,591	25.1	570,818	91.0	16,467,639	12.5
27	頭数	13,248	△ 4.3	140,116	3.2	3	—	153,367	2.5
	重量	6,295	△ 2.2	11,007	4.8	89	—	17,392	2.1
	金額	12,239,276	23.1	5,612,443	△ 5.7	597,885	4.7	18,449,604	12.0
28	頭数	12,040	△ 9.1	136,378	△ 2.7	7	—	148,425	△ 3.2
	重量	5,851	△ 7.1	10,747	△ 2.4	47	—	16,645	△ 4.3
	金額	11,788,160	△ 3.7	5,445,434	△ 3.0	481,974	△ 19.4	17,715,568	△ 4.0
29	頭数	10,848	△ 9.9	138,630	1.7	6	—	149,484	0.7
	重量	5,343	△ 8.7	10,939	1.8	45	—	16,328	△ 1.9
	金額	9,933,145	△ 15.7	5,890,083	8.2	456,433	△ 5.3	16,279,661	△ 8.1
30	頭数	11,406	5.1	142,422	2.7	0	—	153,828	2.9
	重量	5,562	4.1	11,211	2.5	45	—	16,818	3.0
	金額	10,808,961	8.8	5,506,173	△ 6.5	466,961	2.3	16,782,095	3.1

注1) 単位未満は四捨五入したため、内訳の数値を積み上げた数値は、合計の数値と一致しない場合があります。

注2) 増加率は、単位未満を四捨五入する前の数値で計算しました。

注3) その他は、子牛・副生物など。

取扱高の推移(H21～H30年度)

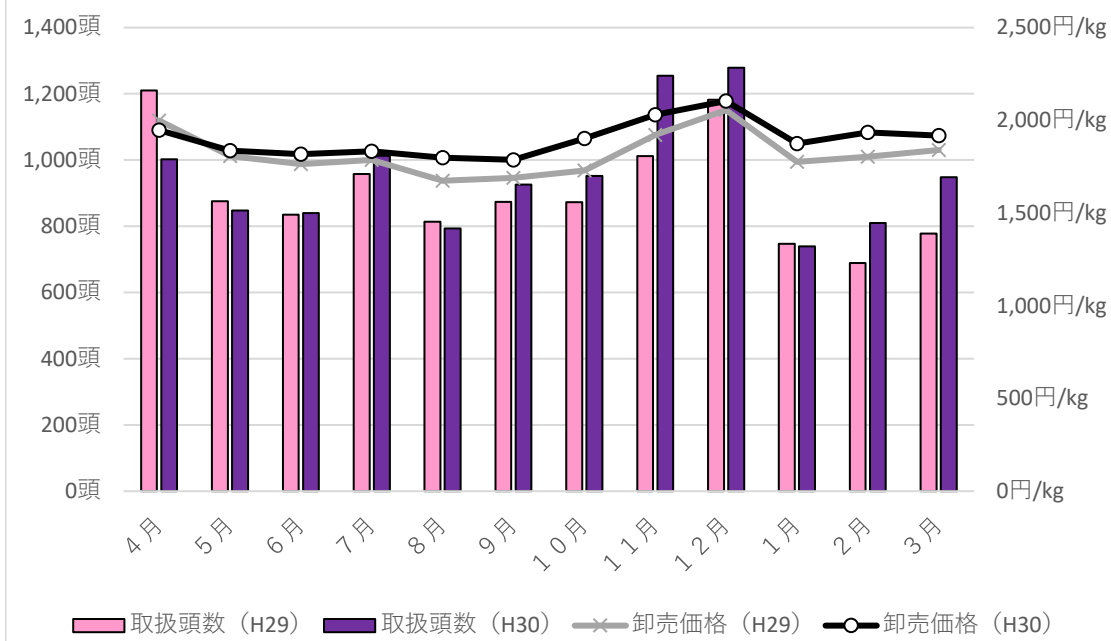


平成30年度全国中央卸売市場(食肉部)の枝肉取扱高

〔単位:数量=トン、金額=百万円〕

都市名	順位	合計取扱金額	牛	豚
			取扱重量	取扱重量
			取扱金額	取扱金額
東京都	1	133,979	61,678	16,387
			126,205	7,774
福岡市	2	24,002	10,344	9,547
			19,415	4,587
大阪市	3	22,737	10,582	4,688
			20,756	1,981
仙台市	4	18,945	7,597	8,517
			14,960	3,985
名古屋市	5	17,456	4,453	16,947
			9,315	8,141
横浜市	6	16,315	5,562	11,211
			10,809	5,506
神戸市	7	15,542	4,783	1,159
			14,953	589
京都市	8	12,310	4,831	1,398
			11,597	713
広島市	9	7,449	3,149	4,736
			5,221	2,228
さいたま市	10	5,847	3,601	4,341
			3,895	1,952

### 牛 取扱頭数・卸売価格推移



### 豚 取扱頭数・卸売価格推移

